

伊佐市障がい者ふれあいレクリエーション大会参加者募集

日時 11月12日(水) 8時30分～11時30分

場所 伊佐市総合体育館

競技種目 ワナゲ・風船バレーほか

対象者 伊佐市民

募集人員 100人程度 先着順

参加費 無料

申込期限 10月17日(金)

申込方法 住所・氏名・年齢・連絡先を申込先に電話かFAXでご連絡ください。

申込・問い合わせ先 伊佐市障がい者ふれあいレクリエーション大会実行委員会事務局(福祉課障がい者支援係) ☎231311・FAX225035



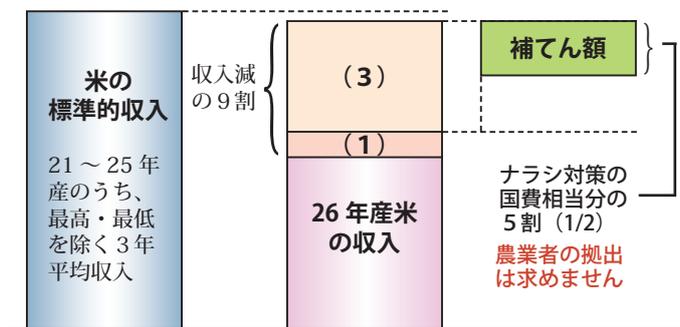
障がい者やその家族と健常者が一緒にレクリエーションを楽しみ、お互いの理解を深めながら、ふれあいの輪を広めるために、レクリエーション大会を開催します。

平成26年産限定ナラシ移行のための円滑化対策(経営所得安定対策) 農農業再生協議会

対象者 米の直接支払交付金対象者及びナラシ対策未加入者

※平成26年産ナラシ対策で米の補てんが行われる場合に、ナラシ対策の国費相当分の5割を交付

【都道府県単位で算定】



ナラシ対策とは・・・

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補てんします。国からの交付金は、農業者が積み立てた積立金の3倍の額が上限です。

対象者 認定農業者、集落営農、認定就農者(面積要件あり)

(4月配布の『経営所得安定対策の概要』から抜粋)

※補てんが行われる場合は、確認書類として、販売伝票等の写し、農産物検査結果通知書の写しが必要です。(注意:未検査の米は対象となりません。)

農林水産業の6次産業化を支援します

農政第1係

6次産業化とは、地域資源を有効に活用し、農林漁業者がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら加工(第2次産業)、販売(第3次産業)に取り組み、経営の多角化を進めることで、農林漁業の雇用確保や所得の向上を目指すことです。

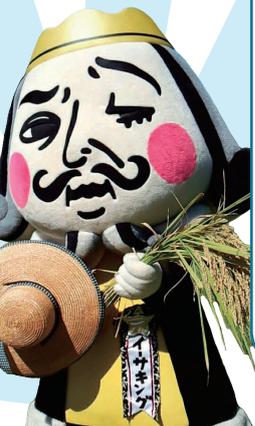
市では、農林水産資源の高付加価値化を促進し、地域経済の活性化を図るために、農林水産業の6次産業化を支援します。

補助対象者 6次産業化に取り組む個人・団体

補助対象経費 6次産業化に必要な備品購入費や修繕料など

補助額及び補助率 上限100万円、補助対象経費の2分の1以内

問い合わせ先 農政課各係(菱刈庁舎) ☎231311



未来館から ごみ分別のお願い

未来館で焼却処理した燃えるゴミの灰の中に空き缶や金属等が多く混入しています。

空き缶等が混入すると、焼却施設の機器が損傷し、焼却炉が停止することもあります。安定的に処理を行うためにも可燃ごみ袋の中に空き缶等が混入しないようゴミの分別をお願いします。

問い合わせ先

伊佐北始良環境管理組合(未来館)

☎24 1 5 0 0



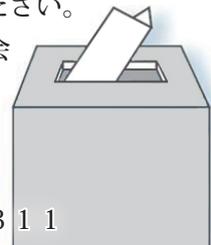
福島県から 避難している人へ

10月26日(日)福島県知事選挙、同県いわき市選挙区県議会議員補欠選挙が執行されます。福島県選挙管理委員会ホームページ (<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/>) をご覧ください。

伊佐市の選挙管理委員会で不在者投票の手続きができます。

問い合わせ先

選挙管理委員会 ☎23 1 3 1 1



乾田化工事に補助します

圃 耕地係

市では、水田の高度利用を推進するために、暗渠排水や客土などの乾田化の工事を行い、米・飼料作物以外の野菜などの栽培に取り組む農家に対し、工事費の補助を行います。

事業名 水田高度利用化対策事業

補助対象者 土地の所有者または所有者の同意を得て工事を行う耕作者

補助条件 事業完了後、乾田化の工事を行った農地において、2年以上、米・飼料作物以外の野菜などの栽培を行うこと

補助金額 工事費の75%以内とし、一補助対象者に対する補助金の限度額は50万円

申込方法 申込書等、関係書類を農政課耕地係に提出してください。

伊佐市新規就農促進事業

圃 農政第2係

就農を希望する人の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農に必要な農業技術や経営手法を習得させる受け入れ農家及び研修生を支援します。

補助内容 就農に必要な農業技術や経営手法を習得させる受け入れ農家に対して、研修生一人につき1月当たり10万円を補助(3か月以上1年以内)

ただし、1か月の補助金の10分の8以上を人件費として研修生に支払うこと

補助対象者 ○受け入れ農家

○事業要件に適合している農家

○研修生(研修期間は、3か月以上1年以内とし1回に限る)

○伊佐市内に居住する18歳以上65歳未満の就農を希望する人で、研修終了後1年以内に就農し事業要件に適合している人

※ 青年就農給付金(準備型)事業で研修を受けていないこと

受け入れ農家または研修を希望する人はご連絡ください。

「広報いさ」9月15日号に掲載した「農地を貸したい人、借受けたい人募集(農地中間管理事業)」の締切は、10月20日(月)です。

圃 農政第2係

農政課からのお知らせ

平成 27 年 4 月から 「子ども・子育て支援新制度」が始まります！

「子ども・子育て支援新制度」は、平成 24 年 8 月に成立した「子ども子育て支援法」と関連する法律に基づき、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくものです。



◆取り組みのポイント

- ① 幼稚園と保育園のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。
- ② 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
- ③ 幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上をすすめます。



◆施設の利用を希望する保護者に、利用のための認定を受けていただきます

認定こども園や幼稚園・保育園に入園する場合、3つの区分で認定を受ける必要があります。認定後、市から「認定証」を交付します。認定申請は既に通園中の人も含め、入園を希望する人全員必要です。

◆認定の種類



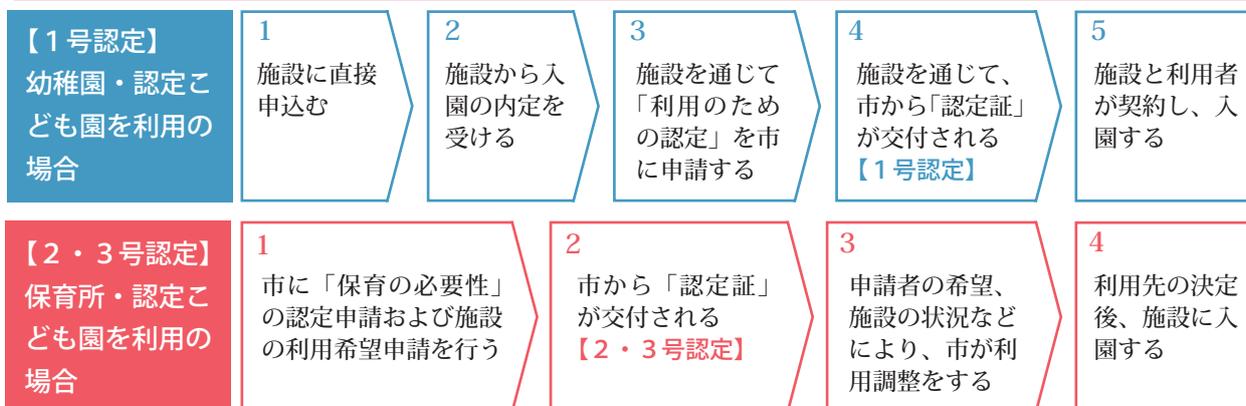
対 象	認定	利用先
子どもが 満3歳以上 で教育を希望する場合	1号	幼稚園 認定こども園
子どもが 満3歳以上 で保育を希望する場合	2号	保育園 認定こども園
子どもが 満3歳未満 で保育を希望する場合	3号	保育園 認定こども園

◆施設の種類



施設名	内 容
幼稚園 (3～5歳)	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校 利用できる保護者：制限なし
保育園 (0～5歳)	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設 利用できる保護者：共働き世帯など
認定こども園 (0～5歳)	教育と保育を一体的に行う施設 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

◆利用手続きの流れ



※ 平成 27 年 4 月の幼稚園・保育園の利用手続きについては、今後の「広報いさ」でお知らせします。
子ども・子育て支援新制度に関する詳しい情報は、内閣府ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>) に掲載されています。

問い合わせ先 こども課子育て支援係（大口庁舎） ☎ 1311